

**令和3年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構  
「募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱**

(目的)

第1条 一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）は、この要綱に定めるところにより、徳島県東部圏域15市町村（徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）への誘客を図る、徳島県外からの募集型企画旅行商品について、新聞広告掲載やパンフレット等の作成経費の一部を助成することにより、徳島県東部圏域に関する観光物産情報の認知度向上と観光誘客を促進し、観光産業の振興を図るものとする。

(助成事業者)

第2条 この助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行者とする。

(助成対象)

第3条 徳島県外から徳島県東部圏域内への送客を目的とする「募集型企画旅行商品」を掲載した新聞広告、パンフレット等作成経費（制作・印刷代、新聞折込料、新聞・雑誌等への旅行商品広告掲載料（WEBは除く））の3分の2以内の額について助成を行う。

(助成金額)

第4条 助成金額は次のとおりとする。

なお、徳島県東部圏域以外の観光地を含む旅行商品の広告や、複数の旅行商品が同一紙面に掲載される広告の場合は、助成対象となる観光地の掲載面積割合を乗じた額を助成金額とする。

また、助成金額は千円単位とする。

	助成対象	助成金額	備考
基本 助 成	徳島県東部圏域内で1箇所以上の観光等を行う旅行商品	5万円	※観光等とは、施設入場・体験・食事等を想定し、トイレ休憩等は含まない
	徳島県東部圏域内で宿泊し1箇所以上の観光等を行う旅行商品	10万円	
加 算 ①	徳島市、鳴門市以外の市町村観光を組み込んだ旅行商品 ※1市町村あたり	5万円	日帰り旅行は1市町村、 宿泊旅行は3市町村まで
加 算 ②	機構が推奨するコンテンツを組み込んだ旅行商品 ※1コンテンツあたり	3万円	日帰り旅行は1コンテンツ、 宿泊旅行は3コンテンツまで

※ 加算①の対象は、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町とする。

※ 機構が推奨するコンテンツは、機構が発行する素材集や機構ホームページに公開されているもののうち、機構が認めるものとする。

(助成の要件)

第5条 次の各号のすべての要件を満たし、事前に一般社団法人イーストとくしま観光推進機構会長（以下、「会長」という。）に助成金を申請し、会長が交付決定した「募集型企画旅行」を対象とする。

- (1) 新聞広告掲載、新聞折込み、パンフレット、募集広告チラシ等を利用し、徳島県東部圏域内の旅行先の画像や案内等が掲載されるものであり、機構のロゴマークを表示するなど、機構の助成事業であることがわかること。
- (2) 原則として、新規に作成し募集を開始するものであること。
- (3) 機構が用意するアンケート（様式第1号）を旅行者に実施すること。
- (4) 次に掲げる旅行商品は対象外とする。
  - ① コンベンション（大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ）、教育旅行、合宿等を組み込んだ旅行商品。
  - ② 令和3年8月12日（木）から8月15日（日）が行程に含まれる旅行商品。
- (5) 旅行商品の設定期間内に1回以上催行するもので、6名以上（無料人員・添乗員・乗務員を除く）での出発分を対象とする。ただし、新型コロナウイルス感染症により、県を跨ぐ移動が制限される等の事由により催行が中止となった場合については、この限りではない。
- (6) 機構ホームページの旅行ツアーとして掲載する、写真やパンフレット、新聞広告等の電子データを提供すること。
- (7) 機構による他の助成事業との重複は認めない。

(助成の申請期間等)

第6条 助成の申請期間等は次のとおりとし、催行予定日の6か月前から受け付ける。

申請期間	旅行商品設定期間（最大幅）
令和3年4月12日から 令和4年1月31日まで	令和3年4月19日から 令和4年3月6日まで

2 助成は、予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する）。

(助成金の交付申請)

第7条 助成を希望する旅行業者は、助成金を受けようとするときは、令和3年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行」支援事業助成金交付申請書（様式

第2号)に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めた時は、必要な条件を付して、速やかに助成金の交付決定を行い、令和3年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行」支援事業助成金交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに通知するものとする。

(助成事業の変更承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下、「助成事業者」という。)は、助成金の交付決定を受けた事業(以下、「助成事業」という。)の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ令和3年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行」支援事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、令和3年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行」支援事業変更(中止)承認書(様式第5号)により、通知するものとする。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内又は令和4年3月15日のいずれか早い日までに、令和3年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行」支援事業実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 会長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、令和3年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行」支援事業助成金交付確定通知書(様式第7号)により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、令和3年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行」支援事業助成金請求書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の経理)

第 13 条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第 14 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他会長が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第 1 項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 2 日から適用する。